

競争法の経済集中の審査に関する規定に基づく

経済集中の評価プロセス

競争法（23/2018/QH14）は 2019 年 7 月 1 日から施行されている。2018 年競争法第 7 条 2 項の規定によると、商工省は、競争に関する国家管理の実施について政府を補佐する窓口機関である。

商工省は、以下のステップを含む、競争法の規定に基づく経済集中の検討、評価の実施を競争・消費者保護庁に委任する。

ステップ 1：書類受領

1.1. 商工省は、事業者の経済集中届出書類を受領する。

1.2. 商工省の役員は、競争法の規定に基づいて検討、評価するために競争・消費者保護庁に事業者の経済集中届出書類の全部を送付する。

ステップ 2：書類の十分性および合法性の確認

2.1. 書類受領日から七（7）営業日以内に、競争・消費者保護庁は、以下の基準に基づき書類の十分性および合法性を確定する。

- 書類を提出した事業者が競争法の適用対象に該当する。
- 届出された経済集中が、競争法に定める経済集中の形式および経済集中届出の場合に該当する。
- 競争法第 34 条に基づいて書類の十分性および合法性を確定する。

2.2. 競争・消費者保護庁は、書類が十分で、合法的であると確認する旨、または書類が十分性および合法性を満たさない場合には事業者に対して書類の補充を要求し、かつ上記の 2.1 に述べている基準に基づき補充する必要がある事項を明記する旨の文書を事業者に送付する。

ステップ 3：予備評価

3.1. 2018 年競争法第 36 条に基づき、予備審査手続による経済集中の検討および評価は、競争・消費者保護庁より書類が十分で合法的である旨の文書での通知を出された日、または事業者が十分で合法的な書類を補充した日から **30 日** 以内に行われる。

3.2. 経済集中の検討および評価の内容は以下の基準を含む。

- a) 経済集中に参加する各当事者、経済集中に参加する各事業者間の関係の確定および確認
- b) 経済集中の形式の確定
- c) 関連市場の確定および確認
- d) 経済集中に参加する事業者の関連市場における合同市場占有率の確定および確認
- e) 経済集中の前後を通じた関連市場における経済集中の程度の確定および確認

3.3. 上記の 3.1 に述べている期間の満了日の 5 日前までに、競争・消費者保護庁が、商工省の役員に報告して、経済集中が 35 号政令第 14 条 2 項に定める、実施できる経済集中（禁止される場合に該当しない経済集中）に該当する場合には、事業者への回答文書に署名することを同省の役員に提議し、または同省の役員が競争・消費者保護庁の役員に事業者への回答文書の署名を委任する。

経済集中が、35 号政令第 14 条 4 項の定めるところにより正式評価を受けなければならないとされる場合、競争・消費者保護庁は、書類を提出した事業者に対し、経済集中が正式評価をされなければならないことについて文書通知を送付する。

ステップ 4：正式評価

4.1. 競争法第 37 条に基づき、正式評価手続による経済集中の検討および評価は、競争・消費者保護庁より、経済集中が正式評価をされなければならないことについて事業者に通知する文書が出された日から **90 日以内**に行われる（**60 日を超えない限度で延長**することができるが、事業者に文書で通知する。）。

4.2. 正式審査手続による経済集中の検討および評価の内容は以下からなる。

- a) 経済集中のかなりの程度の競争制限作用またはその作用を惹起する可能性の評価
- b) 経済集中のかなりの程度の競争制限作用を惹起する可能性（あれば）の克服方法の評価
- c) 経済集中の肯定的な作用の評価
- d) 経済集中の肯定的な作用（あれば）の強化方法の評価
- e) 経済集中の適用条件（あれば）の評価
- f) 経済集中の競争制限作用の可能性および肯定的作用の可能性の総合的な評価

4.3. 上記 4.1 に述べている期間の満了日の 20 日前までに、競争・消費者保護庁は、商工省の役員に対して正式審査手続による経済集中の検討および評価の結果を報告し、以下について経済集中に参加する各当事者に文書を発布することを同省の役員に建議する。

(i) 経済集中が、競争法第 30 条に定める、禁止される経済集中に該当するか否か。

(ii) 事業者が経済集中を行う事業分野における競争的な環境を保障するためのいくつかの措置を提示し、経済集中後の事業者に対してその措置の実施を勧告する。